

美濃焼業界支援“デザイナー活用事業”
魅力ある新商品開発のための支援対象事業者募集要項

【目的】

土岐商工会議所（以下「会議所」という。）は、美濃焼産業に従事する事業者に対し、デザイナーと協働した新商品開発の機会を提供することで、魅力ある商品開発およびそのプロセスを通じ、ビジネスモデルの構築や体質転換を促進するとともに、国内外に発信できる商品ラインナップの強化に繋げることを目的に本事業を実施します。

【募集内容】

新商品の開発に意欲的なプロジェクトを対象に、会議所が選定したデザイナーにデザイン開発等を委託します。

デザイン開発の支援を受けることにより、デザイン性に優れた新商品の開発や事業者のビジネスモデル構築、体質転換、国内外に発信できる商品の強化に繋がる商品開発プロジェクトを募集します。

【募集期間】

平成30年5月10日(木)から平成30年6月11日(月)まで
*6月11日午後5時必着です。

【応募資格】

デザイナーと協働し新商品の開発に取り組む事業者であって、以下のすべてに該当する事業者を対象とします。

1. 土岐市内に事業所を有する美濃焼関連事業に従事する事業者。（自社にて製造もしくは商品企画を行う法人または個人事業者及びそれらのグループ等）
2. 商品開発及びビジネスモデル構築、体質転換に意欲がある事業者。
3. デザイン開発支援を受けかつ、年度末までに商品化または商品化に向けた試作品を完成することができる者。

【応募方法】

募集要項を参照のうえ、参加申込書（様式1）と事業概要資料（事業案内等）を会議所に持参または郵送にて提出してください。

グループでの応募の場合は、実施主体を1者選択のうえ応募していただき、グループ参加者のリスト（様式2）と全員分の事業概要資料（事業案内等）を提出してください。

【審査方法】

応募案件は、①商品開発コンセプトのメッセージ力②デザイナー活用方法の有効性③事業実施スケジュールの確実性④将来のビジョンや目標の明確性を審査のうえ、4件の採択者（プロジェクト）を決定します。

【支援内容】

採択したプロジェクトのデザイン開発支援に関わるデザイナーの経費については、1年の業務委託料として会議所がデザイナーに直接支払います。

【支援期間】

採択決定日から平成31年2月28日まで

*平成31年3月20日までに商品化または商品化に向けた試作品の完成が必須です。

【注意事項】

- ・すでに着手している事業は応募できません。
- ・デザイナーによる商品開発を行ったことがない事業者のプロジェクトは加点します。
- ・主要商品に付随する商品説明書・パッケージ等のみのプロジェクトは対象外です。
- ・採択されたプロジェクトについて、企業名およびプロジェクトの概要を会議所ホームページで公表します。
- ・採択されたプロジェクトには、会議所事務局が運営に携わります。
- ・各プロジェクトの開発支援に関わるデザイナーの経費については、1年の業務委託料として会議所がデザイナーへ直接支払います。
- ・本事業におけるデザイナーとは、商品開発に係る設計・デザイン・プランニング・ディレクション等の事業を営む法人または個人事業者をいいます。
- ・試作品の製作にかかる石膏型等の費用をはじめ材料費等の諸経費ほか、当初計画したデザイナーへの委託業務内容以外の業務に発生する費用などについては、支援対象事業者の負担となります。
- ・会議所とデザイナーとの契約終了以降は支援対象者との直接契約となり、契約継続の場合に発生する費用などについては支援対象事業者の負担となります。
- ・意匠権やロイヤリティー等については、支援対象事業者とデザイナーが協議してください。
- ・本事業の事業効果を測るため、支援対象事業者は、本事業を通じて開発した商品の販売・売上実績を事業終了後5年間、会議所に報告するものとします。

【事業のながれ】

1. 参加事業者の募集・決定

- 支援対象事業者（プロジェクト）募集 ～6月11日
- 審査・採択プロジェクトの決定 6月中旬
- 説明会 6月下旬

2. デザイナーの選定 6月下旬～7月中旬

3. プロジェクト遂行 7月中旬～平成31年2月28日

4. 試作品完成 ～平成31年3月20日

【申請書類の提出先・問合せ先】

土岐商工会議所

〒509-5121 土岐市土岐津町高山 6-7

電話番号：0572-54-1131